

現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱いの変更について

令和3年12月20日

沼津市財務部契約検査課

沼津市建設工事請負契約約款第10条第4項の規定による現場代理人の工事現場での常駐義務の緩和について、以下のとおり取扱いを変更しますのでお知らせします。

1 現場代理人の兼任を認める要件

兼任しようとするすべての工事が次に掲げる(1)～(3)をいずれも満たす場合は、原則、3件を上限として現場代理人の兼任を認めます。

- (1) 工事の請負金額が3,500万円未満（建築一式工事の場合は7,000万円未満）であること。
- (2) 監督員の同意を得ることができること。
- (3) 低入調査対象案件を含まないこと。

また、密接に関係すると認められる工事（本体工事と随意契約する付帯工事等）を同一の工事とみなし、原則、同じ現場代理人を配置することができます。

なお、現場代理人に求める資格は、契約締結日までに3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であることです。

2 手続き

現場代理人を兼任しようとする場合は、当該工事の監督員及び兼任する他の工事の監督員と協議し、その承諾を得た上で、契約時に現場代理人兼任届出書を契約検査課に提出してください。兼任しようとする工事に沼津市発注以外のものがあった場合でも、同じ手続きが必要です。

3 その他

- (1) 現場代理人は、施工に当たり、特に工事現場の安全管理、住民対応等に配慮するとともに、監督員と常に連絡を取れる体制を確保してください。
- (2) 現場代理人は、主任技術者を兼ねることができますが、主任技術者の専任要件にご注意ください。また、営業所の専任技術者は現場代理人となることはできません。
- (3) 工事執行当初において、設計変更により、工事の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）が3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）となるような変更が予め予想される場合は、現場代理人の兼任はできません。
- (4) 現場代理人兼任届出書の記載内容に虚偽があった場合又は現場代理人を兼任することにより現場の体制に不備が生じ、又は不良な工事となった場合は、当該兼任の取消し、契約解除、工事成績評定への反映、入札参加停止措置等を行うこととします。

4 適用日

令和4年1月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用します。

現場代理人兼任届出書

	現場代理人氏名	連絡先	
兼任する工事1	番号・ 工事名		
	工事箇所	請負金額 (税込)	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
	発注者・部署		
	監督員氏名 ・連絡先	年 月 日 同意	
兼任する工事2	番号・ 工事名		
	工事箇所	請負金額 (税込)	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
	発注者・部署		
	監督員氏名 ・連絡先	年 月 日 同意	
兼任する工事3	番号・ 工事名		
	工事箇所	請負金額 (税込)	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
	発注者・部署		
	監督員氏名 ・連絡先	年 月 日 同意	

現場代理人を兼任するので、上記のとおり通知します。

年 月 日

発注者 沼津市長 様

住 所

受注者 商号又は名称

氏 名

※以下は押印省略する場合に記載すること

責任者	所属・氏名	連絡先
担当者	所属・氏名	